

件名	えひめ森林公園管理条例
主管課	森林整備課
根拠法令等	
<p>【条例の概要】</p> <p>森林公園への指定管理者制度の導入に伴い、管理の基準、業務の範囲について定める。</p> <p>1 公園の業務</p> <p>(1) 県民の保健及び休養の場の提供に関すること。</p> <p>(2) 森林及び林業に関する資料の展示に関すること。</p> <p>(3) 森林及び林業に関する学習活動の指導に関すること。</p> <p>(4) 森林レクリエーション及び森林ボランティアに関する行事の実施に関すること。</p> <p>2 指定管理者の業務及び権限</p> <p>(1) 1に掲げる公園の業務の実施に関すること。</p> <p>(2) 公園の利用の許可に関すること。</p> <p>(3) 公園の施設の利用の促進に関すること。</p> <p>(4) 公園の施設、附属設備及び備品の維持管理に関すること。</p> <p>3 開園時間 午前9時から午後5時まで（キャンプ場の利用時間は終日） 指定管理者は、知事の承認を得て開園時間を変更できる。</p> <p>4 休園日等 1月1日から4日まで及び12月28日から31日まで（キャンプ場の利用期間は、6月1日から9月30日まで、実習用苗畑の利用期間は、3月1日から11月30日まで） 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、臨時に休園し、又は休園日に公園を利用させることができる。 指定管理者は、知事の承認を得て休園日及び利用期間を変更できる。</p> <p>5 利用許可 森林学習展示館研修室、フィールドアスレチック、キャンプ場及び実習用苗畑を利用しようとする者は、指定管理者の許可が必要（県民参加の森で、森林ボランティア活動を実施する場合は、知事の許可が必要）</p>	
施行日	平成18年4月1日
<p>【その他参考事項】</p> <p>1 管理経費 23,717千円（平成17年度当初予算額）</p> <p>2 利用者数 120,000人（平成16年度実績）</p> <p>3 管理受託者 財団法人 愛媛県スポーツ振興事業団</p>	